

令和元年度後期分授業料免除及び授業料徴収猶予について

(1) 申請資格者

本学の学生（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

- ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- イ) 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
- ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

(2) 申請書配布・申請期間

申請書配布：7月16日（火）～東京大学 HP よりダウンロード

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

※結果通知用封筒（授業料徴収猶予のみ。授業料免除は学務システムで結果を確認できるため配布なし）、提出用封筒、受理票は本部奨学厚生課奨学チーム及び入学予定学部・大学院事務室で配布
（徴収猶予は奨学チームのみで配布）

申請期間：

- 在學生（新規入・進学者除く）

9月11日（水）～10月7日（月）

- 令和元年度9月入・進学者

入学予定学部・研究科等の入学手続期間中のみ（土・日、祝日を除く）

※授業料免除及び授業料徴収猶予のみを申請する場合は、

10月7日（月）まで受付します。

受付時間：9：00～17：00

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センター）

（土曜日・日曜日・祝日及び8月13日・14日は業務を行っておりません。）

※注意事項

1. 今年度前期分申請期間に後期分授業料免除（又は徴収猶予）の同時申請を行った方へ

- 前期に後期分を併せて申請を行った場合は、後期分の申請の必要はありません。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、後期分の申請期間に改めて再申請が必要となります。

- ・ 前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容（家族状況・就学状況（自宅・自宅外通学の別を含む）・家計状況等）に変更が生じた場合
- ・ 9月から在籍課程が変わった場合

※後期分再申請の場合の提出書類については、東京大学ホームページの「令和元年度後期授業料免除申請にあたっての注意事項」を参照して下さい。

※後期分再申請の場合、前期申請内容との変更点について確認する必要があるため、早めの申請を心がけて下さい。

- 要注意：前期分と後期分を併せて申請した場合であっても、選考は学期ごとに行います。従って、**前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。**後期分の選考結果も必ず確認してください。

- 2. 授業料免除の選考方法については、東京大学ホームページ（トップページ→教育・学生生活→授業料・奨学制度・宿舎等→授業料等の免除→令和元年度授業料等免除申請関係書類一覧→令和元年度授業料免除家計基準（選考方法）について）をご覧ください。
- 3. 申請の際は、必ず学生証（新入生は入学許可通知）を持参してください。
- 4. 授業料免除・徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。

(口座引落登録者も引落が猶予されます)。選考結果が決定する前に授業料を納付した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。

5. 授業料徴収猶予には「延納」または「分納」があります。選考のうえ許可された場合、後期分の授業料納付は、「延納」は2月末までの猶予、「分納」は3月まで月割での納付となります。なお、授業料徴収猶予の申請書と授業料免除の申請書は異なります。また、それぞれ申請する必要があるため、申請する場合は注意してください。
6. 申請期間を過ぎてからの申請はいかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
7. 例年、申請期限が近づくにつれて窓口が大変混み合います。申請は早めを心がけて下さい。
8. 申請書の提出は窓口のみ(郵送は不可)となりますので、ご注意ください。
9. 次の学部・研究科に所属する学生は上記の申請書配布・申請期間及び受付場所が異なるので担当部署に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科…担当：教養学部等学生支援課奨学資金係

(03-5454-6075, 6076)

入学科免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせは本部奨学厚生課奨学チーム授業料免除担当(03-5841-2547, 2548)まで。

令和元年6月24日
本部奨学厚生課